

一 般 (個 人) 質 問 通 告 一 覧 表

令和5年第2回笠岡市議会定例会

3月8日・9日(2日間)

通 告 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者
1 栗尾 典子	1 情報発信について	<p>広報戦略におけるガイドライン，基本原則の確立について以下尋ねる。</p> <p>(1) ソーシャルメディアの使用に関するルールを定めているのか。</p> <p>(2) 全庁的な広報活動に関して政策部はどのような提案を行っているのか。また，ホームページや広報紙について，市民に伝わるための方策はどのように変化してきているのか。</p> <p>(3) 多様性に応じた情報伝達を持っているとするが，人口減少，高齢化の進む中，地域住民に対する負荷軽減はどのように進められているのか。</p> <p>(4) 今後の情報発信や双方向性のある情報提供についての危機管理は，どこが責任を持ち担っていくのか。</p>	<p>関係部長</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
	2 シティプロモーションについて	<p>(1) これまでの経費と成果はどうなっているのか。費用対効果をどのように判断しているのか。</p> <p>(2) 笠岡市のシティプロモーションの目標は何か。</p> <p>(3) 全体戦略はどうなっているのか。</p> <p>(4) 今後，笠岡市はどのようなシティプロモーションを行っていかようとしているのか。</p>	<p>関係部長</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
2 桑田 昌哲	1 自転車運転の安全について	<p>昨今のサイクリングブームやコロナ禍などの影響下での都会では，自転車利用が増加している現状を受け「自転車に乗る時にヘルメットの着用を」という呼びかけが行われています。この呼びかけは，現在，全国で7,000人もの方が死</p>	

	<p>2 森林環境譲与税について</p>	<p>亡または重症を負う自転車事故に遭っており、自転車死亡事故の大半が頭部外傷によるものであることに起因します。2008年から道路交通法第63条により、13歳未満の児童が自転車に乗車する時は、保護者の責任でヘルメットを被らせるように努めなければならないことが規定されています。また、2023年4月から年齢制限を撤廃し、自転車に乗る全ての人に、ヘルメットを着用する努力義務が課せられます。</p> <p>自転車関連の事故は、乗用車と自転車、自転車と歩行者との間などもあります。独り相撲での事故もあります。自転車は、子供から大人まで利用する乗り物ですので、社会全体における安全管理が必要と考え、笠岡市内での自転車利用における安全対策について、以下を尋ねます。</p> <p>(1) 笠岡市内における昨年の自転車関連事故の発生件数は何件ですか。</p> <p>(2) どのような事故の発生が多いですか。また、人身事故の発生が多い場所はどこですか。</p> <p>森林には、国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらしています。しかし、林業の担い手不足、所有者や境界の不明な土地があるために、経営管理や整備に支障をきたしている場合があります。森林の機能を十分に発揮させるため、各自治体による間伐などの適切な森林整備が課題となっています。</p> <p>このような現状に加え、パリ協定の枠組みにおける目標達成に必要な地方財源を安定的に確保する必要が生じ、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。なお、森林整備が緊急</p>	<p>関係部長</p> <p>〃</p> <p>市長</p>
--	----------------------	--	--------------------------------

		<p>の課題であることを踏まえ、森林環境譲与税は、2019(令和元)年度から前倒して譲与することとされており、2024(令和6)年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税です。市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が課税されます。その税収の全額が、森林環境譲与税として国から都道府県・市町村へ譲与されます。森林環境譲与税を笠岡市としてどのように活用していくのかを尋ねます。</p>	
3 大本 邦光	1 地域の脱炭素化に向けた取組について	<p>グリーンライフ・ポイントとは、環境省が実施する事業で「環境に配慮した行動に対してポイントが付与される制度」です。日本は、2030年までに温室効果ガス排出量を46%削減することを米国主催気候サミットで表明しています。期限まで残り7年と迫っている中、日本の温室効果ガス排出源の6割以上が衣食住の分野です。したがって、国や企業の努力だけでは難しく、国民一人一人に意識してもらった施策が必要です。消費者がコンビニやスーパー、大手通販サイト、家電量販店、自治体において環境配慮行動を実施した際に、既存サービスの範囲内でポイントが上乘せされる仕組みであります。環境問題に積極的に取り組んでいる企業と連携して、グリーンライフ・ポイント制度を導入することは、一人一人が環境問題を自分の事とし、環境に配慮したライフスタイルへの転換の気運を高めると思います。</p> <p>(1) グリーンライフ・ポイント事業に対する本市の認識についてお尋ねします。</p> <p>(2) 地域のグリーントランスフォーメーション(GX)について、どのようにお考えかお示しください。</p> <p>(3) 市内の環境課題の解決に向けた笠岡市の取組についてお尋ねします。</p>	<p>関係部長</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

	<p>2 学校等におけるてんかん発作時の対応について</p>	<p>てんかんは、乳幼児期から老年期までに幅広く見られ、人口100人のうち0.5～1人が発症するといわれています。発病年齢は3歳以下が最も多く、成人になると減るそうです。この小児てんかんの患者さんの一部は、成人になる前に治ることもありますが、ほとんどは治療を継続することが多いとのこと。てんかんの児童生徒が、学校内で実際にてんかん発作が起こった場合は、30分以内に発作を抑えなければ、脳に重い障害を残す可能性があるといわれています。そうした持病をもつ児童を、学校内でそのような最悪な状態にさせないために、発作が発生した場合は、迅速に抑える薬の投与が必要です。</p> <p>このてんかん発生に対して、このたび口腔用の液薬ブコラムが薬事承認され、令和4年7月で、内閣府、文部科学省及び厚生労働省関係各部署などの関係各省庁事務連絡において、「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液(ブコラム)の投与について」が発出されました。</p> <p>(1) 文部科学省からの、児童生徒がてんかん発作を起こした場合、教職員から迅速に鎮静させるための治療薬ブコラム口腔用液を投与できるとの事務連絡について、各学校にどのように伝達されているのかお尋ねします。</p> <p>(2) ブコラム投与に際し、学校側が適切に対応できるための整備体制が必要であると思いますが、本市の見解をお尋ねします。</p>	<p>教育長</p> <p>〃</p>
<p>4 仁科 文秀</p>	<p>1 笠岡ふれあい空港について</p>	<p>農道離着陸場(以下、笠岡ふれあい空港)は笠岡湾干拓地内にあり、地域の農産物の空輸事業を行うために平成3年に開設された。しかし、トラック輸送の拡大や高速道路網の整備が進んだことなど、安価で大量、迅速な陸上輸送が可</p>	

		<p>能になったことから、その後空輸事業が廃止された。</p> <p>全国に7か所しかなく、しかも西日本唯一の農道離着陸場が笠岡市にあることは市民の誇りであり、笠岡を全国に発信できる施設であると考える。最近では「空飛ぶクルマ」の試験飛行がたびたび行われ、笠岡ふれあい空港がテレビや新聞でも取り上げられている。</p> <p>この笠岡ふれあい空港の将来の在り方を探る市の検討委員会は、2月中旬に施設の利活用案をまとめ、市長に答申書を提出した。</p> <p>(1) 答申によると、笠岡ふれあい空港は市民福祉の向上、地域の活性化に資する施設と位置付け、①市民のための公園的利用②航空スポーツ・文化の振興③地域産業との連携④社会教育としての役割の4点を掲げ、運営、管理していきたいとしている。</p> <p>しかし、まだ多様な用途を確認し、笠岡ふれあい空港の可能性を探っている段階ではないかと思う。活用計画、整備計画、収支計画など、具体的な計画は、いつまでに策定するのか尋ねる。</p> <p>(2) 先行として、福島市の「ふくしまスカイパーク」がある。ここは、指定管理者に運営を委託しているが、笠岡ふれあい空港も同じような運営形態を考えているのか。見通しはあるのか尋ねる。</p> <p>(3) 笠岡市が、笠岡ふれあい空港の所有者である岡山県から譲与を受けなければならないと考えるのはなぜか尋ねる。</p> <p>(4) 譲与について検討がなされておらず、議会での議論も進んでいない中で、今定例会に「笠岡市農道離着陸場設置条例」制定の議案を出してこられたのはなぜか尋ねる。</p>	<p>市長</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
--	--	--	--------------------------------------

	<p>2 農地等への太陽光発電設備設置について</p>	<p>耕作放棄地の拡大，所有者の市外への転居などもあって市内各所に太陽光発電設備の設置が目立つようになっている。岡山県は，再生可能エネルギーの普及に向けた有効策であるとして「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」を制定し，令和元年 10 月 1 日から施行している。</p> <p>しかし，現実には，太陽光発電施設について，土砂災害，排水の問題など，地域住民からの苦情や不安は後を絶たない。</p> <p>(1) 地域で進む農地，山林等への太陽光発電施設設置について，岡山県の関わり方及び笠岡市の考えについて尋ねる。</p> <p>(2) 笠岡市が地域や地域住民に対してできる支援にはどのようなことがあるのか尋ねる。</p> <p>(3) 万一，災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。</p>	<p>関係部長</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
<p>5 真鍋 陽子</p>	<p>1 笠岡市子ども条例について</p>	<p>令和 5 年 4 月 1 日，こども基本法が施行される。笠岡市においては既に平成 24 年 12 月 27 日笠岡市子ども条例が定められているが，その整合性，関係性及び笠岡市における今後の子供施策の具体について尋ねる。</p> <p>(1) 笠岡市子ども条例第 2 条において，「子どもは 18 歳未満の人をいう」とあるが，こども基本法第 2 条においては「心身の発達の過程にある者」とされ，年齢の決まりはない。今後，本市の条例において年齢を基本法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。</p> <p>(2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整合性，違いなどがわかりやすくなる表を作成することはできるかを尋ねる。</p> <p>(3) こども基本法施行に伴い，地方自治体においては今後，全ての子供にとっての最善</p>	<p>関係部長</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

		<p>の利益を保障していくことが求められる。</p> <p>令和4年12月議会個人質問において、ヤングケアラーに対する調査はできにくい、とのお答えだったが、自らがヤングケアラーだという自覚のない子供に対する啓発も兼ね、アンケート調査を行うことはできるかを尋ねる。</p> <p>(4) こども基本法第3条第5号においては、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うことが定められているが、本市における子育て支援はまだまだ十分とは言えず、子育て世代の方々からは様々な声が届いている。特に小児の夜間診療ができる体制を求める声が切実だ。保護者が安心して子育てができる、子供が安心して健やかに育つためにも、笠岡市内に小児専門の夜間診療体制を構築することはできるかを尋ねる。</p> <p>(5) 昨年、子ども議会開催に際しては、子供たちの参加が難しいという意見が出た。こども基本法第11条、笠岡市子ども条例第9条においては、子供の意見を聴くことに関して定められている。子供たちの意見を積極的に聴くためにSNSを活用することはできるかを尋ねる。</p> <p>(6) 5年ごとに行われる笠岡市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査によれば、平成30年実績では認知度が6.9%と、大変低い状況にある。その原因についての見解を尋ねる。</p> <p>(7) こども基本法、笠岡市子ども条例に基づいた子供の権利に関するわかりやすい説明や、そこに対応する市の施設や施策を紹介したリーフレットやパンフレットを作成</p>	<p>関係部長</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
--	--	--	--

	<p>2 笠岡市内における子育て環境整備について</p>	<p>し、子供が生まれたご家庭や転入されて来られたご家庭に配布することはできるかを尋ねる。</p> <p>子育ては家庭の責任ではなく社会の責任だという認識が広がっている今、近隣他市と比べ出生数の低下が深刻な笠岡市におけるより効果的な政策とは何かについて具体を尋ねる。</p> <p>(1) 高校生までの医療費の完全無料化、給食の無料化は困難とする一方で、常設の子育てステーションを必要とする理由は何かを尋ねる。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響で、社会がこれまで抱えていた様々な問題が顕著となり、さらに深刻化する中、市民の子育てや教育に対する意識は確実に変容している。少子化に拍車がかかり大幅な回復の見通しが立たない今、多額の予算を投入し、大型の教育施設を建設する意義を尋ねる。</p>	<p>関係部長</p> <p>教育長</p>
	<p>3 ゲノム編集高GABAトマトについて</p>	<p>2020年12月、ある民間企業からゲノム編集高GABAトマトの開発が厚生労働省と農林水産省に届けられ承認された。</p> <p>2021年にかけては一般家庭に家庭菜園用ゲノム編集高GABAトマト苗を無償モニターとして配布。</p> <p>さらに2022年からは福祉施設に、2023年には教育施設に無償提供する計画を立てている。</p> <p>遺伝子組み換え作物の栽培や食品表示には、不十分ながら規制や義務があり、遺伝子組み換え表示制度もある。</p> <p>しかし、ゲノム編集農作物・食品については、国は他の生物の遺伝子を挿入する遺伝子組み換え技術とは異なるので表示は不要だという説明に終始している。</p> <p>ゲノム編集では生物が持つ特定の遺伝子を破</p>	<p>教育長</p>

		<p>壊するために、菌由来の遺伝子を挿入する。この時点では外来遺伝子が挿入されているので、国内法の規制対象となる遺伝子組み換え生物だ。</p> <p>未然防止の視点や消費者の知る権利の点からも、ゲノム編集農作物や食品が拡散していく事態は避けなければならない。</p> <p>無償提供が進めば、栽培によりゲノム編集農作物が自然界に出てしまうことはもとより、家庭や学校で子供たちが遺伝子操作された食べ物を口にしていくなことになる。</p> <p>現在、岡山県内では、岡山市，総社市，里庄町，早島町，和気町の教育委員会がゲノム編集高GABAトマト苗受け取り拒否の表明を行っている。</p> <p>ゲノム編集農作物・食品への取扱いも含め、本市の対応について尋ねる。</p>	
6 森岡 聡子	1 地域包括ケア・共生社会について	<p>超高齢社会を迎え、介護保険制度が創設されて以降、地域では様々な取組がされてきました。要介護状態になっても住み慣れた所で自分らしく暮らす地域包括ケアシステムが構築されてきたことは、周知のとおりです。また、障害のある人、子供なども支える「地域共生社会」づくりが進められてきました。</p> <p>しかし、コロナ禍のため人と人、人と社会とのつながりが大きく妨げられたと感じている方は多いと思います。</p> <p>コロナ禍の影響も含め、以下を尋ねます。</p> <p>(1) コロナ禍によって明らかになった地域課題及び本市の目指すべき地域像について</p> <p>(2) 介護等担い手不足への対応について</p> <p>(3) 深刻化する孤独，孤立への取組について</p> <p>(4) 社会福祉法の改正により，重層的支援体制整備事業が創設されました。これまでの</p>	<p>関係部長</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

	<p>2 女性支援室 について</p>	<p>福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としていますが、このことに対する本市の取組について</p> <p>厚生労働省は、困難に直面する女性への対応を手厚くするため、令和5年4月に女性支援室を新設します。ドメスティックバイオレンス(DV)や性被害、貧困など女性を取り巻く問題は複雑化しており、こういった実態を踏まえ、問題の解決や自立の促進につながる体制を目指すこととしています。本市での具体的な取組についてお尋ねします。</p>	<p>関係部長</p>
--	-------------------------	---	-------------